

霧島市における強度行動障害児支援加算の取扱いについて【障がい児通所サービス】

★強度行動障害児支援加算の算定について

研修修了者を配置した事業所として県知事に届け出た事業所において、強度行動障害を有する障害児に対して支援計画シート等に基づいて支援を行った場合に算定できる加算です。

算定要件について

サービス	対象者要件	決定サービスコード
児童発達支援	強度行動障害児調査票の点数の合計が20点以上	610908:児童発達支援加算強度行動障害
放課後等デイサービス	強度行動障害児調査票の点数の合計が20点以上	630908:放課後等デイサービス加算強度行動障害(Ⅰ)
	強度行動障害児調査票の点数の合計が30点以上	630925:放課後等デイサービス加算強度行動障害(Ⅱ)
保育所等訪問支援	強度行動障害児調査票の点数の合計が20点以上	640908:保育所等訪問支援加算強度行動障害
居宅訪問型児童発達支援	強度行動障害児調査票の点数の合計が20点以上	650908:居宅訪問型児童発達支援加算強度行動障害

※事業所要件については、各自ご確認ください。

申請方法について

	実施者	手続き方法
1	児童通所サービス支援事業所	該当する障がい児の保護者へ加算内容等を説明、保護者の同意を得た上で、「強度行動障害児調査票」を作成。
2	児童通所サービス支援事業所	事業所は、以下の書類を霧島市障害福祉課 障害者自立支援グループへ提出。※郵送・持参・メール可、更新書類の提出に合わせて相談支援事業所がまとめて提出することも可。 ・加算算定に関する届出書 ・強度行動障害児調査票
3	霧島市障害福祉課 障害者自立支援グループ	上記書類を受理したのち、内容確認。 対象となる場合は、受給者証に加算名を追記、保護者へ受給者証シールを送付。
4	児童通所サービス支援事業所	受給者証にて「強度行動障害児支援加算」の該当かを確認したのち、請求。

★各加算の適用期間について

市が届出書を受け付けた月の翌月 1 日から対象児の通所サービス更新月まで適用とする。

ただし、児童発達支援から放課後等デイサービスへの切り替えの際は、放課後等デイサービス事業所が4月に本人の状態を確認した後に申請書を提出することとなるため、4月中に市が受付を行った対象児のみ4月1日に遡って適用開始とする。

【申請における注意点】

- ・更新のタイミングで児童通所サービス支援事業所から調査票又は届出書の提出がない場合は加算を算定しないものとして更新を行いますので、適用期間については留意してください。
- ・個別サポート加算は、算定を求める児童通所サービス支援事業所ごとに申請をしていただく必要があります。調査票又は届出書の提出がない児童通所サービス支援事業所については、加算算定はできません。
- ・市は必要に応じて、個別支援計画の提出を求めることがあります。